

(別紙1)

20代に松山の魅力が刺さるInstagramの運用業務委託仕様書

本仕様書は、評価基準書(別紙2)の「評価の視点」に関連し、本業務委託を履行する時に、本市が受託者に求める水準を示しています。

提案内容については、評価基準書(別紙2)の「記載項目」に対し、本仕様書の水準相当を満たしているか、どのように実現していくかといった視点、または本市にとって有益な実現内容や方法等の視点を具体的に記載してください。

1. 委託名称

20代に松山の魅力が刺さるInstagramの運用業務委託

2. 目的

市民そして全国の10代後半から20代の女子にInstagramで松山の魅力を届け、松山に「行ってみたい、住んでみたい、ずっといたい」と思ってもらい、松山市から生まれたことば

「恋し、結婚し、母になったこの街で、おばあちゃんになりたい」

につなげていくことが目的です。

3. 現行課題

- ・フリーペーパー「暖暖松山」の切り抜きを投稿している印象で差別化が見えない
- ・フォロワーの約7割が35歳以上で、10代20代は約300人のフォローにとどまっています。

4. 委託業務内容

「松山らしさ」をベースとしつつ、「田舎らしさ、都会らしさ、活気のある都市」をプロモーションすることで、主に20代女子に訴求するInstagramを運用してください。

なお、フィード・リール・ストーリーズ等の作成、投稿や、PDCA分析、定例会の開催、モデルやロケ地選定、交渉等、運用に関する全ての業務が本委託業務内容に含まれます。

5. ターゲット

ターゲットは以下の2通りを想定しています。

- ① 市内の19歳女子学生 ⇒ 地元を気に入ってもらい地元に就職してもらう
- ② 県外の25歳社会人女性 ⇒ 松山が気になり、転職を機に住んでみたいと思う

大学等は定員があることから、学生の大幅な増加は見込めないため、「市内の学生の地元愛を醸成し、松山に定着してもらおう」。転職やリモートワークがしやすい社会となったことで、「県外の就労者にも魅力を発信し、松山に呼び込む」。この2点に主眼を置いています。

ただし、ターゲットの変更や細かなペルソナ設定を提案いただいても差し支えありません。

6. 使用アカウント

今年度9月に開設したInstagram「暖暖松山」(@matsuyama_dandan)を使用します。

現行も上記の目的やターゲットを心がけた運営を試行的に行っていますが、課題解決に向け、0ベースでリニューアルしても差し支えありません。

7.委託期間

契約締結日は令和7年3月中旬を想定していますが、運用は令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

8.KPI 目標 ※仮設定。ご提案いただきます

現 行 35歳以下のフォロワー: 421人、35歳以下の平均リーチ数: 計測なし
令和7年度 35歳以下のフォロワー:1,000人、35歳以下の平均リーチ数: 800人
令和8年度 35歳以下のフォロワー:2,000人、35歳以下の平均リーチ数:1,500人
令和9年度 35歳以下のフォロワー:3,000人、35歳以下の平均リーチ数:2,000人
※平均リーチ数は、当該年度末の直近10投稿のリーチ数を平均します。

9.投稿内容、投稿回数

別添「**本市担当者が考えたリニューアル案**」を参考に、上記 KPI を達成するために必要な投稿内容、回数を提案ください。

ただし、別添の案に過度に縛られる必要はなく、また、提案内容は運用後の分析等に応じて変更することとし、契約期間内で必ず遵守しなければ項目とはなりません。

なお、「4.委託業務内容」であらわした「松山らしさ」の例は以下の通りです。

みかん、瀬戸内海、路面電車、美味しい魚、甘い味付け、和菓子、四国88カ所、温泉、スーパー銭湯、韓国・台湾直行便、多島美、島暮らし、土曜夜市、豊富なパン屋、人が集まる中央公園や堀之内公園、八坂通り(飲み屋街)、学生が集まる文京町周辺

10.モデル

投稿には必要に応じてモデルを起用してください。なお、ターゲット、目的、KPI 遂行に見合った投稿の実現に適していれば、人数、性別、年齢等は問いません。また、契約期間を通して固定のモデルを起用する必要はありませんが、関連投稿が続く場合は一定の配慮を求める場合があります。

なお、肖像権等の問題で、期間を定めた公開が必要な場合は、事前に起用の可否や公開期間等を協議し決定することとします。

11.本市の確認

投稿時には本市が投稿内容の確認・投稿の是非を判断します。原則2営業日を要する想定です。

判断基準は、別添「**投稿前チェックシート**」を使って判断します。炎上回避が目的で、文章表現や言い回しなどを校正するものではありません。

12.定例会の開催

運用にあたり、定期的に本市とのミーティングを開催してください。内容は投稿分析、ロードマップやKPI推移などをもとにその後の方向性などを検討する会となります。

13.提案要件

① 実績（提案書に4ページ程度で記載願います。）

「どのアカウントを運用したか」だけでなく、「そのアカウントがどうなったか」までお示してください。

② ターゲット（提案書に2ページ程度で記載願います。）

「5.ターゲット」を設定していますが、より目的を達成するのにふさわしいターゲットの設定や、より細かなペルソナ設定を提案される場合は提案してください。

③ KPI（提案書に4ページ程度で記載願います。）

「8.KPI 目標」を仮設定していますが、より目的や課題解決の指標となり得る KPI を提案いただいても差し支えありません。ただし、可視化・数値化できるものとしてください。

④ 戦略（提案書に5ページ程度で記載願います。）

KPI を達成するための戦略と、アカウントのコンセプトや世界観を示したうえで、それを実現するためのロードマップ、連絡体制や方法、定例会等の計画をお示してください。

⑤ 投稿内容、回数（提案書に7ページ程度で記載願います。）

④戦略で示したコンセプトや世界観に沿った投稿内容を例に挙げた上で、イメージ画像や動画でお示してください。原則、提案者が制作した投稿物を提示してください。投稿のテーマごとに狙いやコンセプトを示していただく方が評価しやすくなります。

⑥ モデル（提案書に2ページ程度で記載願います。）

投稿内容を例に挙げた上で、起用するモデル像をサンプル画像などでお示してください。投稿のテーマごとにモデルに求めるものが何か（影響度、共感度、世界観等）示していただく方が評価しやすくなります。

⑦ 分析方法（提案書に4ページ程度で記載願います。）

分析方法および改善に向けた PDCA の手法、マーケティング手法等をお示してください。

⑧ その他付帯提案（独自提案）（提案書に4ページ程度で記載願います。）

本仕様書が示す要件以外に、独自のサービスや機能などで提案がある場合は提案してください。その場合、提案書に独自提案と明記した上で、追加費用の有無、必要なサービス、拡張性（契約締結後に予算が確保できた時点で別途契約し実現可能な提案か）などについても、詳細に記載してください。

14. 成果物の納品と業務完了報告書の提出

成果物として投稿物を投稿時に画像(jpg、png)・動画(mp4)で提供願います。
また、年度ごとに業務完了報告書を作成し、提出してください。

※納品場所:松山市二番町四丁目7番地2 松山市総合政策部 シティプロモーション推進課

15. 成果物の権利

成果物として著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに本市に譲渡いただきます。

ただし、モデルの肖像権等、期間や用途を限定した公開や利用が必要な場合は、事前に上記権利について協議し、決定することとします。

16. 連絡・調整体制

(1) 本市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を構築してください。

また、本市と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本件業務を適正に執行してください。

(2) 打ち合わせ協議は、本件業務着手時、本件業務完了に伴うもののほか、必要に応じて随時行います。

(3) 本市と打合わせを行い、スケジュール確認等を行います。

17. 報告義務

本件業務の遂行において、疑義が生じた場合又は重大な事故等があった場合は、直ちに本市にその旨を報告しなければなりません。

18. 業務遂行上の義務

(1) あらかじめ本件業務を実施する職員及び責任者を選任し、その氏名を本市に通知してください。
当該職員を交替させる場合も同様とします。

(2) 責任者は、受託者の代理人として本件業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行ってください。

19. 秘密保持

本市及び受託者は、それぞれ本契約に関連して知り得た相手方固有の業務上及び技術上の秘密を第三者に漏洩してはならないものとし、委託期間終了後も同様とします。

20. 個人情報の保護、情報セキュリティポリシーの遵守

- (1) 本契約による本件業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守してください。
- (2) 本件業務を遂行するにあたっては、「松山市情報安全対策指針(情報セキュリティポリシー)」を遵守してください。
- (3) 前項の定めるもののほか、本件業務を遂行するために別記2「セキュリティ要求事項」を遵守してください。

21. 委託業務内容等の変更

- (1) 本市又は受託者は、委託業務内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって相手方に申し入れるものとします。
- (2) 本市及び受託者は、前項の変更の申し入れがあった場合、当該変更の内容及び可否について協議を行うものとします。
- (3) 本市及び受託者は、前項の協議の結果、変更の内容が委託料、委託期間等に影響を及ぼす重要事項と判断した場合、本契約の変更契約を締結するものとします。
- (4) 本市及び受託者は、前項以外の場合、変更契約に代えて、変更の内容、理由等を明記した書面に本市及び受託者が記名押印することにより内容等の変更を行うことができるものとします。

22. その他特記事項

本件業務を再委託することはできません。ただし、本件業務の一部について事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではありません。